

佐賀県告示第 53 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。

平成 31 年 2 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「El Dorado」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Fu*k Man」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「GOD Lv16（販売名が GOD Lv.16 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Star」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「NATURAL HIGH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX Monkey」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Viva Pussy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「XXXL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真を付して「ダイナマイトセクシー」の名称で販売される製品

- であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼突き暴れ将軍」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「強根極」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「絶頂無双」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「欲情 Poison」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「BED BULL」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (15) 次の写真を付して「×××リキッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「ACAB」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Acme Booster」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真を付して「DEVIL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「GANG BLEND」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY RIGHTS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE2018」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「RABBIT HOLE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真を付して「SNAKE（蛇）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Special Gay Time」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「strong energy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真を付して「thunder」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Weeed Power」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「アナル腋（販売名がアナル○であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真を付して「イキっぱなし German」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「イク三郎」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「ぐちょぐちょ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真を付して「ぴゅ～壺」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真を付して「ミッドナイトリキッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「ゆるケツ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

て、その内容物が液体のもの

(35) 次の写真を付して「リバ専」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(36) 次の写真に示すとおり、被包に「愛欲花（販売名が愛欲花（あいよくか）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(37) 次の写真に示すとおり、被包に「淫ノ源」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(38) 次の写真に示すとおり、被包に「乙女の雫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(39) 次の写真に示すとおり、被包に「夏囃子」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(40) 次の写真に示すとおり、被包に「姦狂力」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(41) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼気痴（販売名が鬼気痴（おにきち）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(42) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼締め」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(43) 次の写真に示すとおり、被包に「教鞭スペルマ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(44) 次の写真に示すとおり、被包に「極楽浄土」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(45) 次の写真に示すとおり、被包に「剛力 GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「凄万」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「青華」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「善がり姫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「蛸吸い」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「直打」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「悶濡 monro 皆伝（販売名が悶濡皆伝であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「雷痴（販売名が雷痴（らいち）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「ana magic」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「Cherry Boy Weapon」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「HEADS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「IKU IKU MAX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「MAGNUM EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「Masturbater」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「Petting Prism」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「艶煙」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「貝潤極」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (63) 次の写真に示すとおり、被包に「穴海月」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (64) 次の写真に示すとおり、被包に「怒雷撫（販売名が怒雷撫（ドライブ）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため